

葉山町公共工事中間前払金取扱要綱

(平成28年3月11日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、葉山町契約規則(平成8年葉山町規則第2号。以下「規則」という。)第75条第3項に規定する中間前払金の支払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金の要件)

第2条 町長は、土木建築に関する工事が次の各号の要件を全て満たしている場合に限り、中間前払金を支払うことができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。

(3) 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。

2 前項の規定は、債務負担行為又は継続費(以下「債務負担行為等」という。)に係る契約について準用する。この場合において、同項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「既に行われた作業」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事に係る作業」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えるものとする。

(中間前払金の申請等)

第3条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、規則第76条に規定する申請を行う前に、町長の確認を受けなければならない。

2 前項の確認の請求は、中間前払金確認請求書(第1号様式)に、工事履行報告書(第2号様式)を添えて町長にしなければならない。

3 前項の中間前払金確認請求書が提出された場合において、前条第1項各号の要件を満たしていると認められるときは、町長は、中間前払金確認調書(第3号様式)を受注者に交付するものとする。

(中間前払金の割合等)

第4条 中間前払金の額は、契約金額の10分の2を超えない額とし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 債務負担行為等の2年以上にわたる契約における中間前払金は、当該債務負担行為等の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対して支払うことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以後に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以後に指名をするものについて適用する。